

令和7年度 第2回神戸市こども・子育て会議「教育・保育部会」及び
第3回神戸市市民福祉調査委員会 児童福祉専門分科会「保育所等認可部会」議事録

日時：令和8年2月2日（月）14：00～16：00

場所：三ノ宮研修センター 902 会議室

(1) 部会長の選任

●事務局

部会長に日浦委員を選任

(2) こども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応（満三歳以上限定小規模保育事業・こども誰でも通園制度について）

○委員

- ・現在も過疎地や僻地などで、近くに教育保育施設がない場所では、小規模保育施設で3歳になった後、引き続き、小規模で保育を受けている事例が3施設あると伺った。
- ・特に私立幼稚園はバスを回しているため、3歳になるとバスに乗って認定こども園に通うこともできるし、車で通勤されている保護者は、遠くても行きたいところに車で連れて行っているというケースもある。
- ・特例を受けるための規約みたいなものがもう少し細かくあってもいいのかなとは思いますが、現在はそんなにたくさんのニーズあるわけではないということなので、このままで良いのではないかと思う。
- ・3歳になると動きも活発になるため、3歳以上の教育保育ということを考えると、広い園庭等が必要になるが、現行の小規模はそんなに大きくないと思う。3歳以上は集団保育ということも大きな教育的な配慮ということになり、少人数の中で過ごすより集団保育の中で社会性を獲得していくことも必要と考える。
- ・小規模での3歳以上の保育は行わないということだが、こどもにとってもそのほうが良いと考えているため、内容に反論はない。

(3) 2026年度こども誰でも通園制度の国予算について

○委員

- ・小規模保育園で誰でも通園制度を実施している。給付費の基本分単価が、2年前に比べたら倍になったというのはとてもありがたく思っている。2歳児は、すぐに満3歳になってしまい、使えなくなってしまうため、なかなか利用が少ない。0歳児の利用が多いので、その分離乳食やアレルギー対応であったりとか、いろんな面でたくさんの時間も保育士も必要となるので、給付費が上がったというのはすごくありがたい。
- ・それから面談に関しても、システムが入る前は30分で済んでいたところ、今はシステムの説明をするのに、40～45分かかっており、こちらも全て理解しながら説明しているわけではないので、どうしても時間を要してしまうという状況であり、初回対応加算はとてもありがたい。
- ・賃借料加算について、利用された時間に応じた計算となっているが、賃料は固定費として必要なはずなのに、計算方法が利用人数となっており流動的であるところについて、国が決めたことであり、神

戸市がどうしようもないことは分かっているが、どうしてこのような制度になっているのか、気になった。

●事務局

- ・国が開発した総合支援システムについて、神戸市は昨年7月からこのシステムの利用を開始しており、これまで利用する中で把握した課題を取りまとめて、様々な場で国へお伝えしている。
- ・その結果、すでに2回ほど改修が行われ、改善が見られた点もあり、引き続き、施設や保護者のご意見もお聞きしながら国のほうにお届けしたい。
- ・賃借料加算について、賃借料は委員のご指摘のとおり固定費として毎月払わないといけないところ、こどもの利用時間に応じて金額が決まるということになっているが、これは個人に対する給付の考え方と同様で、こども1人に割り戻した金額の単価になっており、その個人に対する給付を施設が代理受領する新制度の保育園、幼稚園と同じ仕組みが入っており、国の制度設計上のやむを得ない問題と捉えている。

○委員

- ・保護者支援面談加算を国が入れたのは、このこども誰でも通園制度の肝の部分じゃないかと思う。頼る人がいない親御さんに対して、ただ預かるだけでなく、親御さんの不安や悩みを聞いてあげるといいうことを、こども誰でも通園すべきではないかとずっと言い続けてきたが、無料ですのではなく、30分以上の場合は1回単価1,400円ということで、大変ありがたいし、施設もこれまで以上に保護者支援に取り組むことで、こども誰でも通園制度の目的が果たされるのではないかなと嬉しく思う。
- ・こども誰でも通園制度や一時預かり事業の収入に関して、神戸市はシミュレーションされて、施設にすごく丁寧に説明しており、神戸市は今ご説明があったように全国に先駆けてこの制度を実施しており、政令指定都市の様々な事例を聞くが、神戸は大変進んでいると思うので、より良い制度となるようにご協力申し上げたい。

●事務局

- ・一時預かりについては、誰でも通園制度との関係の整理し、制度を改善していく余地があると思うので、今後の実施状況も見ながら検討させていただきたい。

(4) 2026年度こども誰でも通園制度の実施方針について

①利用料について

○委員

- ・利用料に多子軽減補助の制度はあるのか。

●事務局

- ・保育園や認定こども園を利用されているご家庭ですと、保育料が2人目半額、3人目は無償という仕組みとなっているが、こども誰でも通園制度はきょうだいによる利用料の減額措置はないため、2人目も3人目も1時間300円となる。

②供給過剰地域の取り扱いについて

○委員

- ・施設の追加募集は行わず、既存施設に実施していただくことか。

●事務局

- ・そのとおり。既存施設に実施していただき、追加の認可はしない。

③実施施設の募集要件について

○委員

- ・私のこどもが通っている保育園の方からお聞きしたが、保育園だけでなく児童館や地域の施設でも受け入れができないものかというご意見をお聞きした。また、システムの関係で、定期利用の場合は何か月も先まで一気に予約が取れてしまうので、保護者もキャンセルを忘れてしまうことがあり、また、施設もシステムを管理する人員も必要というところで大変なところがあったり、こども誰でも通園と一時保育で運用が違うところが園的にも負担に感じているというご意見もあった。
- ・保護者目線では、どこに預けるかを自分で探して誰でも通園とか一時保育を利用し、こどもを慣れない場所に預けるので、その日は落ち着かなくなってしまうとか、家に帰って寝つきが悪くなったりとかもあるため、慣れている児童館とかでもこうした制度を利用できると良いのではないか。

●事務局

- ・来年度の施設募集の際には、児童館にも案内させていただく。
- ・また、一時保育と運用が違うことについては、国でこども誰でも通園が制度化されたときから何が違うのかとみんなが言っていたところ。今後どのような運用をしていくのかは、この後の議題にも出てくるが、利用者目線で、それぞれの制度を利用しやすい適正な形で運用していきたいと考えている。

○委員

- ・1日点の「本制度に従事する職員は保育士のみ」というところ、元々こども家庭庁は研修を受けた方が従事するのも構わないという話でしたが、神戸市は安全面から保育士のみとしており、保護者目線からは安心できると思うが、保育士確保をする施設側は大変だと思う。
- ・保育士資格を持っていても、長い間潜在保育士で何十年も従事していないような方が対応する場合もあれば、資格を持っていなくても、研修を受けたうえで長い間現場で働いている方もおり、どちらも安全面を重視して括られていることについて、気になりました。

○委員

- ・従事する職員については、市の条例で決めたが、例えば0歳を受ける場合には、保育士のほか、看護師や保健師がいるほうが安心できる。0歳を受けるときに、例えばミルクが喉に詰まるとか救急搬送しなければいけないとか、命に関わるときには保育士よりも看護師かなと思う。
- ・この従事する職員を保育士のみとするというところについて、プラスして例えば看護師、保健師とかいうことも加えていただけたらと思う。この条例では看護師、保健師は従事できないと読み取れるので、例えば2人は保育士が必要な場合は、一人は看護師とか、逆に保育士が体調が悪いときには1人は保育士がいたらもう1人は看護師や保健師で対応ができるという形にすると、病院や産婦人科等でこども誰でも通園をされるには良いのかなと思うし、子育て支援員制度もありますので、

人数が多い時には、例えば保育士が3人必要な時には、2人保育士がいたら3人目は子育て支援員で良いなど、柔軟に対応できるように考えていただければと思う。

- ・ 今後、実施施設が増えていくと思うが、ただでさえ幼稚園・保育園・認定こども園は保育士が足りないところ、こういう制度のところでは保育士が必要となると、どこを探しても保育士がいなくてということになりかねないので、条例についても今後柔軟に対応していただけるとありがたい。

④ 広域利用への対応について

○ 委員

- ・ 現在、システムを使わせていただいていると思うのは、予約開始を2週間もずらすと明石市民は使えないという状況になるのではないかと。申し込みの期間の優先にするのか、産後ケアは各市で金額が違ったりするので、それと同じように利用料の金額に差をつけるのも良いのではないかと。

● 事務局

- ・ ここでは具体的に分かりやすいようにこのような形で記載しましたが、いただいたご意見を踏まえ、事務局で検討し、また部会長のほうとも相談したうえで、修正させていただきたい。

○ 委員

- ・ 神戸市で利用する方の中には神戸市に働き先があるとか、何か予定があって来られる方が結構多いのかなと思う。そういう方のことを考えると、地域全体としては市外の方にも制度を使ってもらったほうが望ましいのではないかと。利用料金に少しぐらい差があっても100円程度であれば良いのかなと思う。神戸市の施設だから市民が優先というのは市の施設であればよくある話で、そういうほうが良いのではないかと。

⑤ 超過料金とキャンセル料の取り扱いについて

○ 委員

- ・ キャンセル料はこれですというのを決めてしまうことはできないのか。利用者もこの施設はキャンセル料を取っています、この施設は取っていませんとなると、あそこでは取ってなかったのにみたいなトラブルになりかねないと思う。キャンセルについて、当日どうしても体調が悪くなって行けなくなってしまったとかいう仕方ない部分もあり、逆に言うとちょっと調子悪そうだなと思ったら早めにキャンセルしておくというような予防策もできるのかなと思うので、例えば、前日のこの時点だったらこのキャンセル料です、当日だったら全額です、みたいないわゆる宿泊とかと同じように決めたほうがサービスとしては分かり良いですし、トラブルなく運用できるのではないかと。

○ 委員

- ・ キャンセルポリシーでは、利用者から前日17時までにキャンセルが入った場合には、補助金も入らず、利用料の徴収も不可ということになっており、先生をどうしようという話になる。ここが一番痛いといえば痛い。当日も17時以降のキャンセルであれば補助金は入るが、利用料の徴収は不可とされている。キャンセル料の徴収は可能だが、どのようにこれを徴収するのか。定期利用であれば次に持ってきてくださいねと言えるが、単発の人は難しい。取っている施設はどのような形でキャンセル料を取っているのか。

●事務局

- ・キャンセル料を取っている施設はほとんどない。

○委員

- ・キャンセル料について、決めていただいたほうが本当はありがたい。

○委員

- ・これは神戸市のルールなのでと説明する方が一番スムーズである。

○委員

- ・超過料金もキャンセル料もルールを決めて、これが神戸市の決まりですという形であるほうがスムーズに徴収できるのかなということと、事業者の負担になってしまいサービスが低下するよりは、キャンセルしてしまった時には負担をするかもしれないが、使う時にはしっかりとしたサービスを受けられるとか、安定的に事業が行われているほうが利用者にとっては大事ではないかと思う。

●事務局

- ・いただいたご意見や他都市の状況も踏まえて、また検討させていただく。

○委員

- ・保育園も延長保育があり、園によって時間や金額が違うのですが、延長をオーバーしたときに金額を取る運用にすると、お金を払えば良いんだというように考える方もいる。金額を取らない運用としている園もあれば、3回延長したら月極めの登録にします、と決めている園もある。私の園では料金を取らないこととしていますが、だらしなくはなっていない。ただ、毎日来てる方と1回だけの利用者との関係性によっても違うので、難しい。
- ・運営者としてはお金が必要かもしれないが、子育て支援とか子育てのためにどういう形でそういう方をサポートしていくかというところの視点から、もう少し考え方があっても良いかなと思う。
- ・それぞれの運営されてる園が考えるというのも1つのやり方だと思う。キャンセルが多かったり、決まった方がキャンセルされるとか、施設ごとに様々な面があると思うので、もう少しそれぞれの園の事情に合ったものを考えて運営してみて、決めても良いのではないかな。

○委員

- ・どちらでも良いので、事前に提示してほしいというのが私の意見。私のエピソードとして、仕事のため一時保育を探したけれども空きがなくて、こども誰でも通園制度を利用し、なんとか仕事を終わらせて車でお迎えに行った際、こどもがまだ遊びたいだろうと考え、その保育園の隣にある児童館に寄って遊んでから帰ろうと思ったのだが、その保育園が児童館を利用する場合は、駐車場に止めないでくださいという保育園だったので、数分離れた場所にお金を払って駐車し、双子用のベビーカーもあったので車椅子のところがあくのを待って、双子用ベビーカーを下ろして、坂をダッシュしたが、保育園にたどり着いたのが終了時間の3分遅れであり、その園では1分単位で利用料を徴収していたため、1時間ずつ2人分のお金を徴収されたことがあった。
- ・事前に遅れるかもしれないことを電話していたが、その園は他の保護者にもそういう対応をしているのでごめんなさいと言われ、少し涙が出てしまった。その時は支払ったが、事前に知りたかったなというのと、メンタル的にもぐさっときたというのもあったので、園で統一でも良いし、そうじゃない

にしても事前にはっきり知りたかったと思う。

(5) こども誰でも通園制度の利用可能時間を超える保育ニーズへの対応について

○委員

- ・施設への補助金について、誰通延長型は5時間以下であれば1人とあるが、一時預かりの半日利用は4時間なので、ここの整合性が取れないと思う。
- ・利用料について、一時保育は午前中4時間、午後2時間の合計6時間利用された場合でも、2,400円となる。誰通は1時間300円と、一時保育と比較してお得になるし、この類型は6か月からとなるため、年齢が低いほうが安い単価になってしまうことにならないか。

●事務局

- ・いただいたご意見も踏まえて、もう少し精査をさせていただきたい。一時保育は半日利用と終日利用の2種類で、開所時間は10時間であるが、半日は4時間、終日は8時間を目安みたいな形で運用している。そのあたりの整合性も図ったうえで、もう一度精査させていただきたい。

○委員

- ・リフレッシュの場合は、満1歳から日額3,600円であるが、1歳より手のかかる6か月のほうが利用料が安いというのはどうなのかなと思う。両方やっている園であれば良いほうを選ばれると思うが、きっと一時保育は使わず、こども誰でも通園制度をまず使うことになるのではないか。
- ・一時保育の神戸市からの補助金が、こども誰でも通園制度とどう関係してくるのか、私も計算ができないが、そのあたりも整合性が取れると良いと思う。

●事務局

- ・一時保育は給食代込みになっている。リフレッシュで言うと、600円相当が給食代。3,000円で10時間と考えており、1時間あたり300円で、このこども誰でも通園の延長型の300円と整合性が取れていると思っているが、このあたりも整理させていただきたい。

○委員

- ・こども誰でも通園制度の延長型は誰通利用者しか使えないのであれば、この枠組みに入れるのではなくて、1つ前に議論していた超過料金のキャンセル料と同じ並びに入れるほうが良いのではないか。こども誰でも通園制度を利用されていない方は非定型でも緊急でもリフレッシュでも使えるのに、延長型は使えないと言われると利用者はなぜとなるだろうし、もう完全に棲み分けしているほうが分かりやすいのかなと思った。

●事務局

- ・制度上、一時保育への上乗せすという建て付けになるため、こういうご説明になっているが、制度を整理させていただき、どのように市民の方にご案内していくのか、またご説明させていただく。

(6) 1・2歳児定員の維持確保（小規模保育の卒園児の受け皿・定員シフトの必要性）について

○委員

- ・以前もお伝えしたが、こどもが1歳になった後に職場復帰する際には、0歳児クラスに預けることになるので、いつ生まれても1年で復帰できる環境があることが働く側としては望ましい。職場もそれを見越して1年間の代替の方を入れていたりするので、復帰するか分からないというのが一番やりにくい。0歳児クラスの空きがないため復帰できないとなることのないよう、慎重に検討をお願いしたい。

(7) こども誰でも通園制度の運営に関する基準を定める条例の改正案について

○委員

- ・保護者との面談の際に重要事項を説明して、承認を得るという直接契約になるが、暴力団の事項についても重要事項に入れて説明しなければいけないのか。

○事務局

- ・暴力団排除規定は事業者に対して求めているもので、利用者に対して求めているものではないため、必ずしも重要事項説明書に盛り込む必要はない。